

動物検疫所の仕事

～動物由来の伝染病侵入防止を図るために～

現在、世界中でアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の伝染病が広がっています。これらの病気が日本に侵入すると、畜産業に甚大な被害をもたらす、私たちの生活にも大きな影響を与えます。

例えば、アフリカ豚熱は豚に致命的な影響を与え、口蹄疫は家畜全体に広がりやすく、鳥インフルエンザは家禽産業に深刻な打撃を与えます。狂犬病は人間にも感染するため、公衆衛生上の大きな脅威となります。

日本は四方を海に囲まれており、検疫を行うのに有利な条件がありますが、グローバル化に伴い、人や物の移動が増えているため、伝染病が日本に入ってくるリスクも高まっています。

動物検疫所は全国の主要な空港や港に配置され、日夜、海外から輸入される動物や畜産物を検査し、病気の侵入を防いでいます。これにより、国内の家畜の健康を守り、畜産業の安定を図っています。

01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

アフリカ豚熱 (ASF)



特性 致死率はほぼ100%（暴発型、急性型の場合）
ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら1,000日以上も）
● pH4～11でも、血液や糞便中でも、筋肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

予防・治療 有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

損害 中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

口蹄疫 (FMD)



特性 口や蹄にできた水泡が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
ウイルスの感染力が極めて強い
● 空気感染する（風に乗って60km以上離れた農場に移った例も）
● 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大1,000万頭感染させる量に相当

予防・治療 有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

損害 過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

※ いずれの病気も人への感染の心配はない※

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。
方が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

03 侵入を防ぐためにできること

1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を動物が食べると感染
- 不法持込された肉製品から生きたアフリカ豚熱ウイルスを発見



2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの食べ残し、ごみからも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていたトレーをイノシシが舐めただけで感染
- 海外では野生イノシシでアフリカ豚熱がまん延し、根絶が困難に



3 帰国後1週間は動物に近づかない

- 服や靴についたウイルスを介しても感染



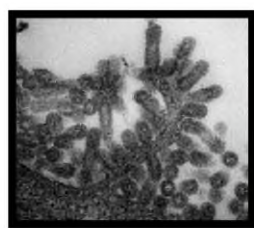
販売用、個人消費用（おみやげ）、試験研究用、国際郵便小包に入っているものなど、数十トンのコンテナ貨物からおみやげのソーセージ1本まで、用途や輸送形態にかかわらず、**肉製品や動物由来製品は全て輸入検査が必要です。**

家畜の伝染病

侵入が恐れられている家畜の伝染病の代表例

口蹄疫(こうていえき)

牛や豚など(偶蹄類)に発生するウイルス性の病気。口や蹄(ひづめ)などに水ぼうがができ、肉質や乳量が低下する。伝染性が極めて強く、産業に重大な影響を及ぼす。



高病原性鳥インフルエンザ

A型鶏インフルエンザウイルスが引き起こす毒性の強い鳥の伝染病で、しばしば高い致死性を示し、産業に重大な影響を及ぼす。

アフリカ豚熱

有効なワクチンや治療法がなく、高い致死性を示す豚やイノシシの伝染病。日本での発生は無いが中国、韓国、ベトナム等近隣諸国で発生中。

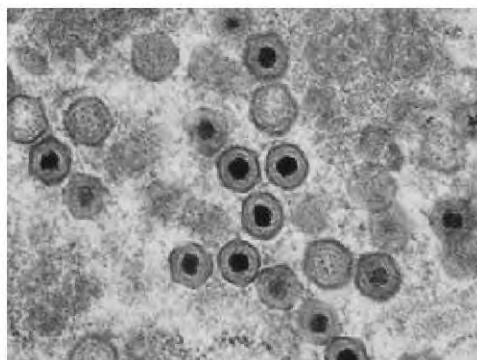


写真 1. 組織内のアフリカ豚コレラウイルス粒子正六角形の断面が見られる(電子顕微鏡写真)。

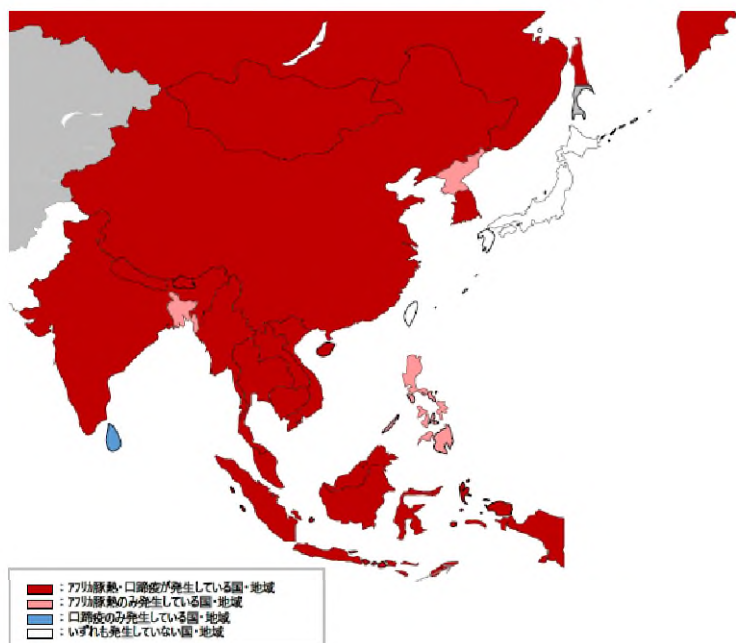
写真提供: 農研機構動物衛生研究部門

周辺諸国での発生状況

02 アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
- 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
- **いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域※。**

※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



2024年1月10日時点
出典：WOAH、各国のウェブサイト等
注1：本資料における「発生」はWOAHに報告されたもの
注2：初発生年はWOAHに発生が報告された年
注3：口蹄疫発生国・地域は2021年以降で、括弧内は発生数

アフリカ豚熱の初発生年

国・地域名	初発生年
中国	2018年
香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー インドネシア、東ティモール	2019年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
ネパール	2022年
シンガポール、バングラデシュ	2023年

口蹄疫発生国・地域

国・地域名	発生年
中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28) カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47) インド(105)、ブータン(24)、ネパール(40) モンゴル(102)、スリランカ(36)	2021年
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108) マレーシア(28)、インドネシア(不明) インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66) モンゴル(3)、スリランカ(57)	2022年
中国(4)、韓国(11)、ネパール(15) カンボジア(3)、マレーシア(7) インドネシア(不明)	2023年

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数が一致していない場合がある。

アフリカ豚熱は、2018年に中国で初めて確認され、その後、韓国、ベトナム、フィリピン、インドネシアなど多くのアジア諸国で発生が報告されています。

口蹄疫は、アジア各国で複数年発生があり、韓国では2023年に家畜へのワクチン接種が行われています。これらの病気は畜産業に深刻な影響を与えています。

動物検疫所配置図

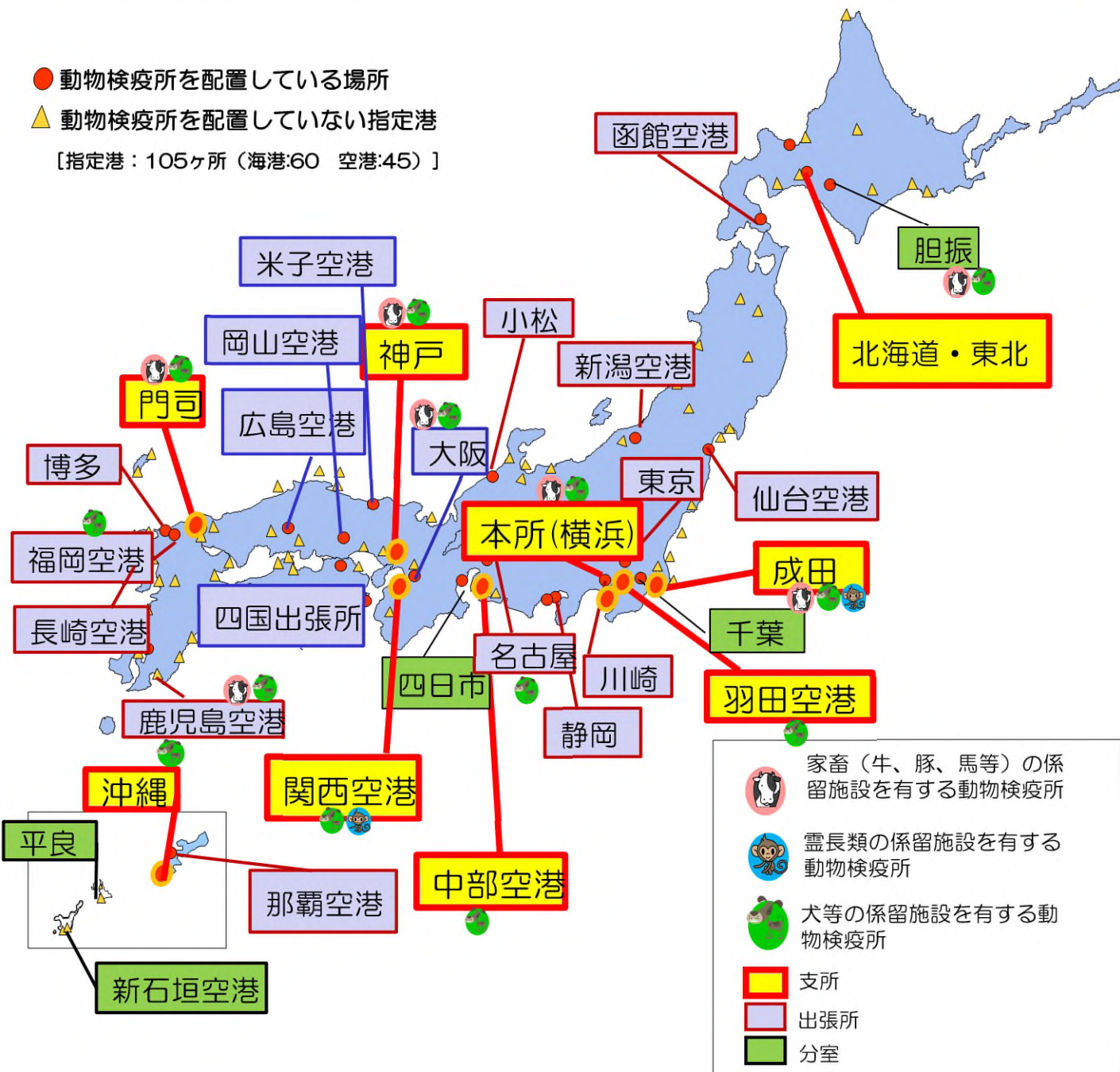
検疫が必要なもの（指定検疫物）を輸入できる港や空港が定められています。

さらに、港や空港ごとに輸入できる指定検疫物の種類が定められています。

● 動物検疫所を配置している場所

▲ 動物検疫所を配置していない指定港

[指定港：105ヶ所（海港:60 空港:45）]



家畜（牛、豚、馬等）の係留施設を有する動物検疫所



霊長類の係留施設を有する動物検疫所



犬等の係留施設を有する動物検疫所

支所

出張所

分室

動物の輸入検査



海外から到着した動物は、船内や航空機内で伝染病の兆候がないかの検査の後、係留施設に収容して、さらに詳しい検査を行います。



動物の種類によって、係留検査の期間が決められています。

- ・牛や豚などの偶蹄類の動物 15日
- ・馬 10日
- ・鶏やアヒルなどの家きん 10日
- ・家きんの初生ひな 14日
- ・ウサギ、ミツバチ 1日



係留施設に収容した動物は、まず輸出国政府機関発行の健康証明書に記載されている動物であるかの個体確認を行います。

個体確認の後、毎日の臨床検査以外に、血液検査、細菌培養検査、抗体検査、ウイルス分離検査など各種の精密検査を行います。



係留期間中の検査において、健康であることが確認された動物は解放されますが、解放後も仕向先の都道府県において3ヶ月間の着地検査が行われています。

係留検査で伝染病が摘発された動物は、返送又は殺処分となり、家畜の伝染病の侵入を防止しています。

畜産物の輸入検査



検査が必要な畜産物は、旅行者がお土産として持ち帰るものの他、郵便物や航空貨物、船舶貨物として、全国の空港や海港に毎日大量に到着しています。

畜産物の検査は、空港の手荷物受取場内にある動物検疫カウンターで行う他、船舶貨物として輸入された大量の畜産物は、到着した港湾地区にある動物検疫所から検査場所として指定を受けた冷蔵倉庫等に蔵置して現物検査を実施しています。

ビーフジャーキーやハム・ソーセージなどの肉製品は、輸出国における家畜の伝染病の発生状況によって輸入禁止国・地域が決められています。

アジアをはじめ、多くの国からの肉製品は輸入禁止となっています。

伝染病の発生がない国からの肉製品であっても、必ず輸出国政府機関が発行する検査証明書がないと肉製品を輸入することはできません。

ほとんどの国で販売されている肉製品は、検査証明書が付いていないため、輸入することはできません。

また、免税店で販売されている肉製品であっても検査証明書が付いていなければ、輸入することはできません。

検査証明書のある畜産物は、検査証明書に記載されている畜産物であることの確認と加熱処理などの条件がある場合は加熱状況を確認する検査を実施します。その他、輸出国の家畜衛生状況により消毒などの処置を行う場合があります。輸入検査の結果、異常が認められなかった畜産物は輸入が認められます。

検査証明書のない畜産物や加熱処理条件違反などの問題が確認された畜産物は、返送又は焼却処分となります。

その他の検査



狂犬病予防法

海外から輸入される犬と猫などは、狂犬病予防法に基づき輸入検査を行っています。
世界中のほとんどの国で狂犬病が発生しておりマイクロチップの装着や複数回の狂犬病予防接種、狂犬病抗体検査を行うなど厳しい輸入条件を設けて狂犬病の国内侵入を防止しています。



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

動物由来の感染症であるエボラ出血熱やマールブルグ病の国内侵入を防止するため、サルの輸入は原則禁止となっていますが、一部の国からは試験研究や展示用に限りサルの輸入することができます。
サルを輸入できる場所は、成田国際空港、関西国際空港、鹿児島空港に限られ、特別な検疫施設で係留検査を行っています。



水産資源保護法

海外から水産動物の病気が侵入しないように、こいや金魚などの水産動物を輸入するためには、事前に農林水産大臣の輸入許可を取る必要があります。



入国者への靴底消毒及び質問業務

海外では多くの国でアフリカ豚熱や口蹄疫、鶏インフルエンザが発生していることから、入国される旅行者の靴底消毒を実施しています。
また、入国する旅行者に消毒が必要な物品を所持していないか質問を行うなど、水際対策を強化しています。



検疫探知犬

検疫探知犬は、旅行者の手荷物の中に日本へ持ち込めない肉製品や果物、野菜などが含まれていないか臭いをかぎ分けて発見する訓練を受けた犬です。
中四国の空港でも訓練を受けたビーグル犬が探知活動を行い、海外から伝染病の国内侵入を防止するために活躍しています。

久しぶりの海外旅行！！ 海外からお土産として 肉製品を持ち帰るのは・・・



- ・肉製品の持ち帰りはできない国（重要な伝染病の発生国）が多く、できる国の場合でも相手国の検査証明書が必要となりますが、おみやげや個人消費用のものは検査証明書の取得が難しいため、**肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。**
 - ・不正な持込みは、罰則の対象となりますのでご注意ください。
- 詳しくは動物検疫所ホームページをご覧ください。
- ・動物検疫所神戸支所ではご当地ポスターを作成し、広くお知らせする取組を行っています。



動物検疫所HP

岡山県ご当地ポスター



広島県ご当地ポスター



検疫探知犬って？

検疫探知犬とは・・・

・検疫探知犬は、手荷物や国際郵便・宅配物の中から動植物検疫の検査を必要とする肉製品や果物等を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けています。

・海外のいくつかの国で既に導入されており、日本では平成17年12月に成田国際空港に初めて導入、令和2年に140頭体制とし、現在全国の国際空港・海港、国際郵便物を扱う郵便局で活動しています。

探知対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



対象物を発見すると、お座りしてハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

**検疫探知犬は
中国四国地方の空港でも
活動しているよ！**



検疫探知犬Q&A



検疫探知犬の種類は？



ビーグルとラブラドルレトリバーがいます。



ジャグ
(ビーグル)



ハーバー
(ラブラドル・レトリバー)



検疫探知犬はどこで働いているの？



日本全国の国際空港や郵便局等で働いています



どれくらい発見しているの？



平成31年・令和元年のデータでは
検疫探知犬により探知された畜産物は

件数：39,632 件

数量：31,497 kg



日本全国で年間約4万件、31トンの畜産物を発見しています！！

<皆様へお願い！>

検疫探知犬は多くの方に声をかけられると、
集中力を欠いてしまうことがあります。
検疫探知犬を見かけても手を触れず、
遠くから見守ってくださいますようお願いいたします。



旅客携帯品の検査

国際空港・海港では旅客が海外で購入して持ち込まれる肉製品の検査を実施しています。近年は多くの国で動物の伝染病が発生しており、おみやげ等は検査証明書の取得も難しいため、**肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。**

空港や国際フェリーターミナルでは検疫探知犬などを活用して検査を強化しています。また、靴底消毒や入国者への口頭質問も実施していますので、ご協力をお願いします。

手荷物として持ち込まれる畜産物等の検査



消毒マットによる旅客の靴底消毒



動物検疫に関する注意喚起
(ポスター掲示、構内アナウンス等)



入国者への質問の実施

海外で家畜に触れたか、国内で農場に立ち入るか、肉などの畜産物を持っているかを質問



検疫探知犬の活用

手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や果物等をかぎ分けて発見する犬を導入



国際郵便物の検査

近年、国際郵便物により海外から肉製品を持ち込む量が増加しており、旅客携帯品と同様、海外から動物の伝染病を持ち込まれる脅威となっています。

郵便物であっても携帯品と同様に、肉製品や動物由来製品のほとんどは日本へ持ち込むことができません。

動物検疫所では、国際郵便局において検疫探知犬などを活用して検査を強化しています。



国際郵便にて到着した畜産物

日本に到着した小包郵便物の中には大量のソーセージが入っていることもあります。



検疫探知犬の活用

郵便物の中から動物検疫の検査を必要とする畜産物をかぎ分けて発見します。

動物検疫所からの重要なお知らせ

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、**3年以下の懲役又は最高300万円の罰金**が科せられます。
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の**肉製品などの畜産物の有無について検査**を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則**廃棄**されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、**重懲に処罰**しています。違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、**逮捕された人もいます**。

農林水産省動物検疫所

肉製品の持ち込みについてはこちら



日本語ポスター

Thông báo quan trọng từ
Cơ quan Kiểm dịch động vật
Nhật Bản

Theo quy định của Nhật Bản (Luật Phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc), từ ngày 1 tháng 7 năm 2020, trường hợp vi phạm quy định đem thịt và các sản phẩm từ thịt vào Nhật Bản sẽ bị phạt từ 3 năm hoặc bị phạt tiền đến 3 triệu Yên. (trường hợp là pháp nhân sẽ bị phạt lên tới 50 triệu Yên)

- ◆ Quy định xử phạt này cũng sẽ áp dụng cho trường hợp gửi qua đường bưu điện, giao hàng tại nhà.
- ◆ Cán bộ Cơ quan Kiểm dịch động vật sẽ tiến hành kiểm tra hành lý để xác nhận có hay không có thịt và các sản phẩm từ thịt.
- ◆ Thịt và các sản phẩm từ thịt vi phạm quy định cấm mang vào Nhật Bản sẽ bị tiêu hủy.
- ◆ Những trường hợp nhập khẩu có tính vi phạm quy định đã và đang được thông báo tới cảnh sát. Có trường hợp vi phạm quy định mang thịt và các sản phẩm từ thịt vào Nhật Bản đã bị bắt giữ.

Cơ quan kiểm dịch động vật, Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản

ベトナム語ポスター

広報活動

国際交流協会や日本語学校を通じた日本で生活する外国人への啓発活動や多言語のポスターによる注意喚起を行っています。

犬・猫を海外から連れて帰るのに 必要な手続きは？

日本は数少ない狂犬病の清浄国のため、厳しい輸入検疫を実施しています。海外からの帰国時は早めに動物検疫所に問い合わせてください。

<帰国7ヶ月前頃から準備>



1. マイクロチップ装着



2. 予防接種1回目
(91日齢以上～)



3. 予防接種2回目

30日以上の間隔



4. 抗体検査
(有効期間2年間)



5. 待機期間
(180日間以上)



6. 証明書を取得し
日本へ

<日本到着>

全ての手続きが終了すれば、即日入国可能となりますが、条件を満たさないと、状況に応じたけい留が**最長180日**必要となります。



動画はYouTubeでも
ご覧いただけます！



クンくんのうた
maffchannel

⋮



クンくんのうた〜検疫探知犬
の仲間たち紹介バージョン〜
maffchannel

⋮



ハイパークンくんのうた
maffchannel

⋮



クンくんのうた〜お仕事紹介
〜
maffchannel

⋮



Stay with me 〜君と共に〜
maffchannel

⋮

海外から
日本へ



海外からの肉製品の持込みは禁止されています

農林水産省動物検疫所神戸支所岡山空港出張所

岡山県農林水産部畜産課 / 岡山県畜産協会 / JAグループ岡山



Bạn có đem quà sang **Nhật Bản?**

Có phải là các sản phẩm thịt không?

Có đem vào được không nhỉ?

Hầu hết các sản phẩm thịt từ nước ngoài
đều không được đem vào Nhật Bản.

Kể cả thịt đã được chế biến tại nhà,
thịt đã được nấu chín,

thịt đóng gói chân không
đến các sản phẩm từ thịt được bán tại
cửa hàng miễn thuế đều bị cấm nhập.



STOP



Sở Kiểm dịch Động Vật, Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản



Read more on the Web

**You would like to bring
meat products
as souvenirs into Japan?**

Attention!

It's prohibited to bring meat products
into Japan without permission.

Meat products include sausages, bacon,
ham, homemade beef pie and meat products
sold at duty free shops, etc.

STOP

BEEF JERKY



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Animal Quarantine Service

Read more on the Web

海外旅游的礼品是 **肉制品吗?** 可以吗?

海外来的大部分肉制品
不能携带入境日本。

自己做的，菜里含有肉制品的
熟食的
真空包的
免税店售卖的
包括以上肉制品。



农林水产省动物检疫所



详细是 Web